

秋田県告示第403号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により海区漁場計画を定めたので、同法第64条第6項の規定による当該海区漁場計画の内容その他漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間について、次のとおり公示する。

令和5年9月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 海区漁場計画の内容

別紙のとおり

（「別紙」は省略し、秋田県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲載する。）

2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

（1）秋田海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見処理の結果

ア 秋田海区漁業調整委員会の意見

原案のとおり海区漁場計画を作成することが適当

イ 当該意見処理の結果

原案のとおり海区漁場計画を作成

（2）漁場図

別図のとおり

（「別図」は省略し、秋田県の公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（<http://www.pref.akita.lg.jp/>）に掲載する。）

（3）その他参考となるべき事項

なし

3 漁業の免許予定日

令和6年1月1日

4 申請期間

令和5年9月29日（金）から同年11月17日（金）まで